

上尾市消防本部訓令第3号

消 防 本 部
消防署（分署を含む。）

上尾市消防職員手帳規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月24日

上尾市消防長 中山 一 之

上尾市消防職員手帳規程の一部を改正する訓令

上尾市消防職員手帳規程（昭和61年上尾市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（制式）

第2条 手帳の制式は、上尾市消防職員服務規程（昭和61年上尾市消防本部訓令第6号）第5条の2の名札兼職員証に、消防章、消防本部名及び階級を表示するものとする。

第3条から第5条までを削る。

第6条中「の表扉」を削り、同条を第3条とする。

第7条から第11条までを削る。

別図を削る。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現に消防手帳（この訓令による改正前の上尾市消防職員手帳規程第1条に規定する消防手帳をいう。）を貸与されている消防吏員は、これを消防長に返納しなければならない。